



# 労基署便り

平成29年度 No.11  
大河原労働基準監督署



## ◎ 平成30年労働災害発生状況（1月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	H29	H30	前年比	H29	H30	前年比
<b>製造業 計</b>	<b>4</b>		<b>-4</b>	<b>18 (1)</b>	<b>21 (1)</b>	<b>3</b>
食料品製造業				4 (1)	6	2
機械金属製造業	2		-2	5	7 (1)	2
<b>建設業 計</b>				<b>15</b>	<b>18</b>	<b>3</b>
土木工事業				6	10	4
建築工事業				8	7	-1
その他の建設				1	2	1
<b>運輸交通業 計</b>				<b>16</b>	<b>24</b>	<b>8</b>
道路貨物運送業				10	20	10
<b>商業</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>-2</b>	<b>19</b>	<b>17</b>	<b>-2</b>
<b>全産業</b>	<b>9</b>	<b>6</b>	<b>-3</b>	<b>97 (2)</b>	<b>127 (1)</b>	<b>30</b>

※休業4日以上之死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※（ ）は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

### 「平成29年度 ゼロ災トライアル80」の実施結果について

「平成29年度ゼロ災トライアル80」は、平成30年1月末に運動期間を終了しました。参加いただきました事業場の皆様ありがとうございました。参加いただいた74事業場中、69事業場で目標達成となりました。

実施期間中には、経営トップの安全衛生決意表明、安全パトロールの実施、安全衛生大会の実施、安全衛生教育の実施、職場の危険の洗い出しと対策の樹立、その他ポスターの掲示、朝礼・ミーティング時の意識付け、KYシートによる作業開始前の安全確認などの取り組みを行ったとの回答をいただきました。労働災害防止は、各企業での自主的な安全活動が何より重要です。次年度も予定していますので、ゼロ災を目指し、多くの企業の参加をお願いします。

参加ありがとうございました！  
次回もよろしくをお願いします



### 労基法に基づく各種報告や届出をお忘れなく！

時間外・休日労働に関する協定届（36協定）や一年単位の变形労働時間制に関する協定の届出はお済みですか？協定期間に空白が生じることが無いように十分ご留意ください。

### 「36協定」の締結当事者は適正ですか？

「時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）」締結の際は、その都度、当該事業場に

- ①労働者の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合はその労働組合
- ②過半数組合がない場合は労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）

と書面による協定をしなければなりません。

また、①の過半数組合の要件を満たさない場合、②の過半数代表者の選出が適正に行われていない場合には、36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ても無効になり、労働者に法定外の時間外・休日労働を行わせることができませんのでご注意ください。

詳細は、宮城労働局ホームページ又は署備え付けのリーフレットをご覧ください。



## 新規雇入れの際の手続きの準備をお願いします

新年度も近くなり、新規採用者が増える時期を迎えます。採用に係るトラブルを防止し、新規採用者に定着してもらえるよう、新規雇入れに伴う手続きを確実に行いましょう。

### □ 労働条件の明示（労基法第15条）

労働者を雇入れする際は、賃金、労働時間等の基本的な労働条件を文書で明示してください。

### □ 雇入れ時健診（安衛法第66条）

雇入れ後の適正配置、健康管理に資するため、事業場において健康診断を実施してください。

### □ 雇入れ時教育（安衛法第59条）

作業の危険有害性、機械の取扱方法、作業手順等の安全衛生に関する教育を行ってください。

### □ 労働者名簿の調製（労基法第107条）

氏名、住所、生年月日、雇入れ年月日等の基本的情報を記載した名簿を作成してください。

### □ 雇用保険・社会保険加入

労働時間等の条件に応じて、雇用保険、社会保険の加入が必要です。（詳しくはハローワーク・年金事務所へ）

## 安全衛生管理年間計画を策定しましょう

新年度に向けて安全衛生管理年間計画を策定する事業場も多いと思いますが、平成29年度の取り組み状況はいかがでしたか。新年度の計画策定に当たっては、今年度の計画の取り組み結果を踏まえるとともに、以下の項目について留意いただき、効果のある安全衛生管理年間計画を策定してください。

① 明確な基本方針	経営トップ自らが労働災害防止にどのような基本方針で臨むのかを「安全衛生方針」として明確に意思表示し、労働者に訴えかけることが重要です。
② 安全衛生目標	基本方針に関連して、全員が努力し責務を果たすことで達成可能な取組内容、数値目標などを設定すると、全体としてのモチベーションが上がる傾向が高いようです。
③ 年間重点事項と月別実施事項	現場からの意見吸上げ、過去の災害、パトロール結果、ヒヤリハットなどから職場の問題点、改善すべき事項を把握し、年間を通じたプロセスを大事にしながら、安全衛生目標達成のための具体的事項を検討します。実施時期に無理は禁物です。

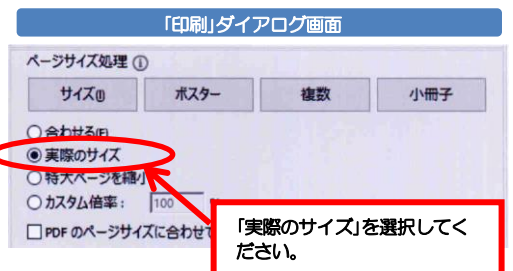
## 定期健康診断結果報告書などの OCR 様式印刷時にご注意を！

定期健康診断結果報告書などのOCR様式を厚生労働省ホームページから印刷する場合は、印刷の設定などにより機械で読み取ることができなくなりますので、以下の点に注意してください。

①印刷には、A4普通紙（白色度80%以上の用紙）をご利用ください。感熱紙などの加工紙や、裏面を利用したものは利用できません。

②印刷設定時の「印刷」ダイアログの「ページサイズ処理」は「実際のサイズ」を選択してください。

また、印刷した用紙をコピーして使用しないようお願いいたします。

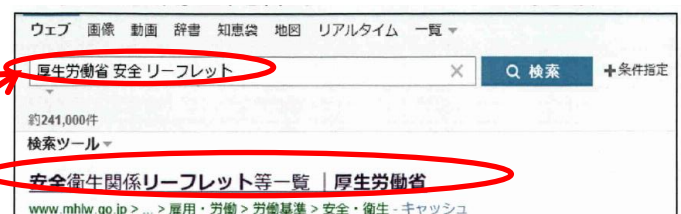


## 安全衛生に係るリーフレット掲載ページのご案内

厚生労働省では、安全衛生に係る各種リーフレットをホームページに掲載しています。事業場の体制整備にご利用ください。

入力例「厚生労働省 安全 リーフレット」と入力します。

選択すると掲載ページに行くことができます。



発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働条件関係は監督課、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。